

沖縄県施策評価実施要領

1 趣旨

この要領は、沖縄県行政評価実施要綱に基づき、施策評価に関し必要な事項を定める。

2 施策評価の目的

施策評価は、施策の成果を客観的な指標を用いて検証・評価するとともに、その結果を公表し、行政運営の重点的、効率的な展開に適切に反映させ、もって県民視点に立った成果を重視する県政を推進することを目的とする。

3 評価の対象

評価の対象は、県の実施した施策（沖縄振興計画の各分野別計画に基づき策定した施策体系表の施策及びその他をいう。以下同じ。）とする。

4 評価の時点

(1) 評価は、原則として、前年度に実施した施策を年度終了後、事後評価することにより行う。

(2) 前記(1)の事後評価の他、必要に応じて事前評価を行う。

5 評価の方法

(1) 評価は、施策を構成する事務事業の評価結果等を踏まえ、「施策評価表（様式1）」、「施策評価総括表（施策の評価と方針）（様式2）」により、担当部が行う。

(2) 企画部は担当部に対して、評価内容等に関する必要な調整及び支援を行う。

6 評価結果の活用

評価結果については、新規事業の導入、重点施策の決定等に反映させる。

7 施策評価結果の公表

施策評価の結果については、インターネット等により広く公表するものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。